

協働のまちづくり通信



YouTube用 QRコード

6月1日に特設人権相談を開催

全国人権擁護委員連合会では、6月1日を「人権擁護委員の日」と定め、特設人権相談を実施します。

市では、法務大臣が委嘱した人権擁護委員が相談を受けますので、お気軽に相談してください。

◆特設人権相談

日時 6月1日(土)10時～15時
会場 中央公民館1階相談室

◆常設人権相談

日時 毎月第3(木)13時～16時
会場 中央公民館1階相談室

◆人権擁護委員の皆さん

掛飛正彦
川名辰司
穂坂あい子
戸村すみ江
内山明子
内山仁美

◆特設人権相談

日時 6月1日(土)10時～15時
会場 中央公民館1階相談室

◆常設人権相談

日時 毎月第3(木)13時～16時
会場 中央公民館1階相談室

内山明子氏、川名辰司氏が行政相談委員に委嘱

行政相談委員は、「行政相談委員会」に基づいて、総務大臣から委嘱された民間有識者で、地域の皆さんの身近な相談相手として、全国に約5千人配置されています。

内山明子氏、川名辰司氏は、4月1日付けで委嘱され、これから行政相談委員として、定例行政相談所などで行政相談を受け付けます。なお、行政相談は無料で秘密は守られます。

◆定例行政相談日

日時 毎月第3(木)13時～16時
場所 中央公民館1階相談室

0475(70)0342

ガス管損傷事故防止のお願い

最近お客様の敷地内で、ガス管の損傷事故が増えてきています。
・工事前に必ずガス管の位置を確認してください。
・ガス管の近くでは重機を使用せず、手掘りで慎重に作業を。
・設置位置等が不明な場合は、問い合わせください。

等)の設置、移設、撤去等
ガス事業課
0475(72)1131



市営ガスは、家計にも環境にもやさしい県産天然ガスを供給しています。
(供給しているガス種は12Aです。)

◆お客様の敷地内での工事例
・建物(母屋、離れ、作業場等)の新築、リフォーム、解体等
・外構工事(駐車場、ブロック塀、土留、U字溝等)
・造園工事(植樹、移植、撤去等)
・他埋設物(水道、下水道、電気

カフェかきつばたで「あんとんねえさ〜」を開催

本市で初めての認知症カフェ「カフェかきつばた」が毎月第2・4(木)に開催されています。認知症の患者やそのご家族だけでなく、地域の皆さんが気軽に集える場です。

このカフェかきつばたで、「あんとんねえさ〜『九十九里地域認知症家族の会』in大網白里市」を開催します。「あんとんねえさ〜」は認知症の方を介護されているご家族同士が、悩みや困りごとを語り合う場です。地域包括支援センターの職員も参加しており、個別相談も可能です。

お一人で悩まずに、皆さんとお話してみませんか。ご参加、お待ちしております。
▶日時=5月9日(木)13時30分～15時
※通常のカフェ営業は13時で終了です。
▶場所=小規模多機能型居宅介護事業所かきつばた(南横川1726-6)
▶料金=日替わりランチ、他定食メニュー500円、デザート200円、ドリンク100円
☎かきつばた 0475(72)8897

男女共同参画だより

市では、平成29年9月に内閣府男女共同参画局が実施する「おとう飯(はん)始めよう」キャンペーンに賛同し、金坂市長が「おとう飯(はん)サポーター」となりました。

「おとう飯(はん)」とは、子育て世代の男性の家事・育児等、その中で特に料理への参画促進を目的とした取り組みです。簡単に手間を掛けず、多少見た目が悪くても美味しくければ、それが「おとう飯(はん)」です。ゴールデンウィークや休日など、ほんの少し時間が取れるときに、おいしいと言ってくれる、家族のために難しく考えず、「おとう飯(はん)」に挑戦してみませんか。

◆「ゴールデンウィーク」のおとう飯(はん)レシピ

「しらすのピザトースト」レシピ

- 材料(1人前)
- ・食パン 1枚(6枚切り)
 - ・マヨネーズ 大さじ1
 - ・ピザ用チーズ 1つかみ
 - ・釜揚げしらす 1つかみ
 - ・刻みのり(お好みで。)



▲市長もピザトースト作り挑戦

●作り方

1. 食パンにマヨネーズをぬる。
2. 釜揚げしらすをパンの全面に敷き詰める。
3. 釜揚げしらすの隠れる程度にピザ用チーズを全体に散らす。
4. トースターでチーズに少し焦げ目がつくまで焼く。
5. トーストを十字に1/4カットして、刻みのりを散らして完成。

☎地域づくり課市民協働推進班 0475(70)0342

こちらは消費生活センターです!

賃貸住宅の退去トラブルを防ぐには

消費者庁平成30年版「消費者白書」若者の商品・サービス別上位相談件数によれば、20歳から29歳では賃貸アパートに関する相談が上位になっています。一人暮らしを始める時期でもあり、ここでは賃貸住宅の退去時のトラブルの防ぎ方について紹介します。

◆事例

大学生の娘が1年ほど入居した築25年の賃貸アパートを退去することになり、母親が退去の立ち会いをした。壁や床等の補修費用や清掃代等で合計13万5千円になり、敷金9万円を差し引いた4万5千円を請求された。精算書の内容に納得いかず、入居時、壁や床は新品ではなかったと不動産屋に言ったら、新品だったと言われた。指摘されたシミや傷についても娘はやっていないと言っている。

◆消費者へのアドバイス

・国土交通省の「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン」では、通常使用による破損や経年変化によるものは家主の負担、通常の使用方法を超える使い方によって生じたものは借主(入居者)の負担とされています。
・入退去時は、できる限り家主や仲介業

者などの家主側と一緒に部屋の現状を確認しましょう。その際、確認した内容をメモに残したり、修繕が必要と思われる箇所の写真を撮ったり、証拠となる記録を残すことが大切です。

・修繕費用を請求された場合、内容をよく確認し、納得出来ない点は家主側に十分な説明を求めましょう。

・退去時のトラブルを未然に防ぐためには、入居前に部屋に傷や汚れがないか記録しておくことが大切です。ハウスクリーニングは借主負担とするなどの特約は原則として有効となるため、契約前に契約書をよく読み、退去時の特約等を確認しておきましょう。
(参考:国民生活センター子どもサポート情報第140号)

◆市消費生活センター

▶相談日時=祝日、年末年始を除く(月)・(火)・(水)・(金)10時～12時、13時～16時
▶会場=中央公民館1階相談室
▶相談電話=0475(70)0344

☎地域づくり課市民協働推進班 0475(70)0342